# 社会福祉法人 西山苑

# 訪問介護西山苑

# 重要事項説明書(介護予防型訪問サービス)

当事業所は介護保険の指定を受けています。 (常陸太田市指定 第0871200069号)

当事業所は契約者(利用者本人)に対して介護予防型訪問サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

◇◆目次◆◇				
1. 事業者	1			
2. 事業所の概要	1			
3. 職員の体制	2			
4. 当事業所が提供するサービスと利用料金	2			
5. サービスの利用に関する留意事項	5			
6. 緊急時の対応方法について	6			
7.第三者による評価の実施状況	6			
8. 苦情の受付について	6			

# 1. 事業者

- •法 人 名 社会福祉法人 西山苑
- 代表者氏名 理事長 荷見 源成
- **法人所在地** 茨城県常陸太田市木崎二町 937 番地の 2
- **設立年月日** 昭和 46 年 5 月 14 日

# 2. 事業所の概要

- •**事業所の種類** 訪問介護事業所
- •**事業所の名称** 訪問介護 西山苑

指定 平成 30 年 4 月 1 日指定

常陸太田市 第0871200069号

- •管理者氏名 柏 保男
- **事業所の所在地** 茨城県常陸太田市木崎二町 937 番地の 2
- •電話番号 0294-80-2330
- **運 営 方 針** 「真心とサービス」
- 事業所の目的 訪問介護 西山苑は、介護保険法令の趣旨に従い、契約者が居宅において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的としてサービスを提供します。
- •**事業の実施地域** 常陸太田市内
- ・営業日及び営業時間

営業日 月曜日~土曜日(但し、12月29日~1月3日までを除く。) 営業時間 午前8時30分~午後5時30分

\*法人が行っている他の事業・・・当法人では、次の事業も運営しています。

[介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)]

[短期入所生活介護(ショートステイ)]

[介護予防短期入所生活介護(ショートステイ)]

[通所介護(デイサービス)]

[介護予防型通所サービス ]

[居宅介護支援事業]

# 3. 職員の体制

当事業所では、契約者に対して介護予防型訪問サービス(以下「訪問型サービス」という。)を提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。 ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	氏 名	職務内容
サービス提供責任者	大内 めぐみ	訪問型サービスの提供
兼訪問介護員	(介護福祉士)	及びサービス提供の管理
	3名	
訪問介護員	(介護福祉士, ヘルパー	訪問型サービスの提供
	2級課程修了者)	

# 4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、契約者のご家庭に訪問し、サービスを提供します。 当事業所が提供するサービスについて、

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

があります。

# (1) 介護保険の給付の対象となるサービス(契約書第4条、第10条参照)

以下のサービスについては、利用料金の大部分(通常 9割)が介護保険から給付されます。

# くサービスの概要>

調理・洗濯・掃除・買い物等の日常生活上のお手伝い、その他必要な身体的介助を行います。

- ☆ ご契約者に対する具体的なサービス実施内容、実施日及び実施回数は、居宅サービス計画(ケアプラン)がある場合には、それを踏まえた訪問介護計画に定められます。
  - 調理…契約者の食事の調理を行います。 ※ご家族等(契約者以外)分の調理は行いません。
  - 洗濯…契約者の衣類等の洗濯を行います。※ご家族等(契約者以外)分の洗濯は行いません。
  - 掃除…契約者の居室等の掃除を行います。 ※契約者の居室以外の居室、庭等の敷地の掃除は行いません。
  - 買い物…契約者の日常生活に必要となる物品の買い物を行います。 ※預金·貯金の引き出しや預け入れは行いません。

# <利用料金>

それぞれのサービスについて、平常の時間帯(午前8時から午後6時)での料金 は次の通りです。

週の利用回数	1回	2回	3回※	
サービス利用に掛かる 自己負担額 1割 (2割) (3割)	1, 176 円 (2, 352 円) (3, 528 円)	2,349円 (4,698円) (7,047円)	3,727円 (7,454円) (11,181円)	

※要支援2、事業対象者(要申請)

「サービスに要する時間」は、そのサービスを実施するために国で定められた標準的 な所要時間です。

上記サービスの利用料金は、実際にサービスに要した時間ではなく,訪問介護計画に 基づき決定されたサービス内容を行うために標準的に必要となる時間に基づいて介 護給付費体系により計算されます。

事業対象者以外の契約者でまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。また、居宅サービス計画が作成さていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合は、契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

<u>介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額にあわせて、契約者の負担</u>額を変更します。

各種加算算定においては、一定の要件を満たす場合、又は、一定の要件を満たしかつ 契約者やその家族からの同意が得られた場合にサービス利用料金から介護保険給付 額を差し引いた金額(自己負担額1割、2割又は3割)をお支払いいただきます。

☆初回加算(自己負担額 当月:200円)

新規の訪問介護サービス利用で、訪問初月内にサービス提供責任者が訪問型サービスを行った場合又は同行訪問した場合

2月以上利用を休んでいて再開し、かつ新たに訪問介護計画を作成した場合

☆介護職員等処遇改善加算Ⅲ(自己負担額 月のサービス利用料×18.2%) 介護現場で働く介護職員の処遇改善を図る為の加算

# (2) 介護保険の給付の対象とならないサービス(契約書第5条、第9条参照) 以下のサービスは、利用料金の全額が契約者の負担となります。

# <サービスの概要と利用料金>

# 介護保険給付の支給限度額を超える訪問型サービス

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用 料金の全額が契約者の負担となります。

# (3) 交通費(契約書第9条参照)

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合、通常の実施地域を超える境界の場所から、1キロメートル当たり30円とし、境界までの往復分を徴収いたします。

# (4) 利用料金のお支払い方法(契約書第9条参照)

前記(1)、(2)の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月末日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。(1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

# ア. 金融機関口座からの自動引き落とし

ご利用できる金融機関

筑波銀行、常陽銀行、その他(※ご確認ください。)

イ. 窓口での現金払い

### (5) 利用の中止、変更、追加(契約書第10条参照)

- ○利用予定日の前に、契約者又は契約者代理人等の都合により、訪問型サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、サービスの実施日の前日までに事業者に申し出て下さい。 但し、訪問介護員の稼動状況により契約者の希望する期間にサービスの提供が出来ない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。
- ○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。ただしご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	1,000円

# 5. サービスの利用に関する留意事項

# (1) サービス提供を行う訪問介護員

サービス提供時に、担当の訪問介護員を決定します。

ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。

# (2) 訪問介護員の交替(契約書第6条参照)

# ① ご契約者からの交替の申し出

選任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。但し、契約者から特定の訪問介護員の指名は出来ません。

# ② 事業者からの訪問介護員の交替

事業者の都合により、訪問介護員を交替することがあります。

訪問介護員を交替する場合は、契約者及び契約者代理人、ご家族等に対してサービス利用上の不利益を生じないよう十分に配慮するものとします。

# (3) サービス実施時の留意事項(契約書第7条参照)

# ① 定められた業務以外の禁止

契約者は「4. 当事業所が提供するサービス」で定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することは出来ません。

### ② 訪問型サービスの実施に関する指示・命令

訪問型サービスの実施に関する指示・命令は全て事業者が行います。但し、事業者は訪問型サービスの実施にあたって契約者の事情・意向等に十分配慮するものとします。

#### ①備品等の使用

訪問型サービス実施のために必要な備品等(水道・ガス・電気を含む)は無償で使用させていただきます。訪問介護員が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。

# (4) サービス内容の変更(契約書第11条参照)

サービス利用当日に、ご契約者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施が出来ない場合には、サービス内容の変更を行います。その場合、事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

# (5) 訪問介護員の禁止行為(契約書第15条参照)

訪問介護員は、契約者に対する訪問介護サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- ・ 医療行為又は医療補助行為
- ・契約者もしくはその家族からの高価な物品等の授受
- ・契約者の家族等に対する訪問型サービスの提供
- ・ 飲酒及び喫煙
- ・契約者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- ・その他契約者もしくはその家族等に行う迷惑行為

# 6. 緊急時の対応方法

サービス提供中に契約者の様態に変化があった場合は、事前の打ち合わせにより 主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡いたします。

# 7. 第三者による評価の実施状況

第三者による評価の実施状況 1、あり実施日年 月 日評価機関の名称結果の開示 1 あり 2 なし



# 8. 苦情の受付について(契約書第25条参照)

# (1) 苦情の受付

当該事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口(担当者)

[職名] サービス提供責任者 大内 めぐみ

○受付時間 毎週月曜日~金曜日

午前8:30 ~ 午後5:30

# (2) 行政機関その他苦情受付機関

	所 在 地 常陸太田市金井町3690
常陸太田市高齢福祉課	電話番号 0294-72-3111
	受付時間 AM8:30~PM5:15
茨城県	所 在 地 水戸市笠原町978番26
国民健康保険団体連合会	電話番号 029-301-1565
	受付時間 AM9:00~PM5:00

介護予防型訪問サービスの提供の開始に際し、	、本書面に基づき重	重要事項の説明を行いました。
訪問介護 西山苑 説明者職名 <u>サービス提供責任者</u>	氏名	<b>(P)</b>
私(契約者)は、本書面に基づいて事業者から ビスの提供開始に同意しました。	ら重要事項の説明	を受け、介護予防型訪問サー
契約者住所		
	氏名	<u>(ii)</u>

代理人住所

令和 年 月 日